

第10回民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第10回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成15年12月11日(木) 12:00～13:30

場 所： 内閣府本府 3階特別会議室

議事

1. 委員長互選等
2. PFIの現状について
3. 今後の審議の進め方について
4. その他

出席者

【委員】

森下委員長、西野委員長代理、碓井委員、高橋委員、浜委員、原委員、前田委員、山内委員

【事務局】

竹中大臣、小平政策統括官、浅野間PFI推進室長、松田参事官、嶋田企画官

浅野間室長 ただいまから第10回民間資金等活用事業推進委員会を開催いたします。

私、事務局を務めております民間資金等活用事業推進室長の浅野間と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選がございまして初めての会合でございますので、委員長選出までの間、私の方で議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日は委員9名のうち、8名の委員に御出席をいただきました。定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、委員の皆様のお紹介をさせていただきたいと存じます。委員の皆様におかれましては、平成15年11月28日付けで任命手続きを了したところでございます。辞令がお席にございます。どうぞ御確認いただければと存じます。五十音順に御紹介をさせていただきます。まず、碓井委員でございます。高橋委員でございます。西野委員でございます。浜委員でございます。原委員でございます。前田委員でございます。森下委員でございます。山内委員でございます。このほか、あとお一方、本日は所用で御欠席でございますけれども、寺田委員に御就任をいただいておりますので御紹介いたします。

続きまして、委員会の委員長の選任についてでございます。政令の規定によりますと、委員の皆様方の互選によってお決めいただくことになっております。どなたか御提案ございましたら、お願いいたします。

A委員 各方面で幅広く御活躍になっておられます森下委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

浅野間室長 ただいま森下委員に委員長をという御意見がございましたが、いかがでございましょうか。

(「賛成」の声あり)

浅野間室長 それでは、互選により、森下委員を委員長に選出いただきました。森下委員は、委員長席の方へお移りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(森下委員、委員長席へ着席)

浅野間室長 それでは、委員長、早速でございますけれども、一言御挨拶をいただければと存じます。

森下委員長 ただいま皆様方から御推挙いただき、このPFI推進委員会の委員長を拝命いたしました森下でございます。微力でございますけれども、皆様方の御協力を得て務めてまいりたいと思

ます。

公共施設等の整備や運営に民間部門の資金と経営ノウハウを活用するPFIは、平成11年5月のPFI法の施行以来、全国各地で多くの分野にわたって、国民生活に不可欠な公共サービス、また、低廉かつ高いサービス水準で提供するために活用されたということを知っており、また、認知しておる次第でございます。

我が国の経済社会を見てみますと、戦後の高度経済成長と若年層の多いピラミッド型の人口構成を前提にした我が国の行財政のシステムは、経済の低成長と少子高齢化のもとで、持続可能な効率的なシステムへと変換をすることが求められているところでございまして、過去、政治・経済ともどもに構造改革が進められておるところでございます。そういう中で、PFIは公共施設等の整備・運営の分野において、システム改革の先駆けとなる政策手段であると思っております。

さらに、先般発表されました小泉内閣の政権公約において、「民間にできることは民間に」という考え方のもとで、民主導・自律型の経済社会の実現を掲げており、公共施設の整備・運営を民間部門に委ねるといふPFIは、ますます重要な政策手段になるのではないかと考えております。

本PFI推進委員会は、PFI法の施行から、これまで4年間のさまざまなPFIに係る関係者の経験を踏まえつつ、民間部門がイニシアティブを発揮して、さらに一層のPFIの活用を図っていくために活動していくことが期待されているものと認識をいたしております。

委員の皆様をはじめ、各界各層の皆様から大いに御支援、御協力を賜りまして、こうした使命を果してまいりたいと存じております。そのためにも、円滑な委員会の運営に対する委員の皆様のお協力をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

浅野間室長 どうもありがとうございました。

それでは、委員長が選出されましたので、これからの議事進行につきましては、森下委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

森下委員長 それでは、議事に入りたいと思いますが、まず、本日は竹中大臣がお見えでございます。大臣より御挨拶を賜りたく思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

竹中大臣 御紹介をいただきました竹中平蔵でございます。このような形で、各方面で御活躍のようさうたる皆さんにPFIの推進委員会に御参加いただくことができまして、私どもも大変うれしく思っている次第であります。

この委員会そのものは今日で10回目だと伺っておりますけれども、メンバーが新しくなって、さら

に大きな仕事をしていただかなければいけないという状況下で、皆さんにおいでいただいたこと、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

私、ときどき思うのでありますけれども、今、いわゆる横文字と申しますが、アルファベット文字を連ねたものがたくさんあるわけでありまして、その中で、恐らくPFIというのはここ数年、最も定着した言葉であろうかと思っております。やはりそれだけ社会が注目をしているし、政策上の重要性が高いということであろうかと思っております。総理は最近よく「改革の芽が出始めたんだ。この芽を大きな木にしていく。マクロ的には経済はよい方向に向かっているのだから、それを地域や中小企業雇用のミクロに浸透させていく」、そういう言い方をされます。まさに種まきをしていた構造改革が、新しい第2段階と申しますが、第2期に入ったということだと思っておりますが、実は考えてみると、このPFIについても同じような見方ができるのではないかと思っております。

平成11年にこの仕組みがつくられて、4年目を経過していると聞いておりますけれども、国・地方を合わせて、PFIの実施方針が公表された事業は概ね120件に増加していると聞いております。同時に、その中でこうした制度が非常に速やかにスタートしたと私は思っておりますが、当然のことながら、その中で一方で留意しなければいけない点、問題点というものも明らかになってきている。これを解決しながら、さらに、まさに芽を木にしていくことがPFIにとっても求められている。その意味での第2期であろうかと思っております。

そうした中で、非常に強力な委員の皆さんに御参加をいただけたということで、私自身も大変大きな期待をさせていただいております。皆さん、本当に御多忙であるということはよく存じ上げておりますが、ぜひ皆さん自身の御意見で、ここはおかしいのではないかと、ここはこうしようではないかとおっしゃっていただければと思います。その皆さんの御意見で国の政策は間違いなく変わります。ぜひそういう姿勢で、非常に強いコミットメントをしていただきたい。しっかり働いてくださいということをお願いしているわけで大変申しわけないのですが、今の状況下で皆さんの御活躍を期待している次第でございます。私、本来でしたら、皆さんの御意見をぜひ承りたいのですが、今、御承知のように予算の季節でありまして、この御挨拶の後、退席をさせていただきますけれども、重ねて改めてよろしくお願ひ申し上げますということをお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

森下委員長 どうもありがとうございました。大臣は、今、公務御多用でございますので、ここで退席をされます。どうぞよろしくお願ひします。

竹中大臣 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

(竹中大臣退室)

森下委員長 それでは、議事を続けさせていただきます。

まず、議事を進行するに当たりまして、本委員会の議事の公開について確認をさせていただきます。会議は原則非公開とさせていただきますが、議事内容につきましては、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条の規定によりまして、議事概要及び議事録を発言者名なしで公表させていただきます。よろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、委員長代理の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第2条第3項の規定によりまして、委員長が委員長代理をあらかじめ指名をすることとされておりますので、私から指名をさせていただきます。委員長代理は西野委員にお願いいたしたいと思います。西野委員、よろしくお願いいたします。

(西野委員了承)

それでは、本日は新しいメンバーでの初めての会合でございますので、事務局からPFIの現状について、資料2の説明をお願いいたします。

松田参事官 PFI室参事官の松田でございます。よろしくお願いいたします。 まず、資料2-1でございますけれども、これは、PFIの制度の概要について御説明申し上げるものでございます。平成11年の法制定以来、この委員会で、法に基づく基本方針や五つのガイドラインという制度的な枠組みをつくっていただきました。また、今日に至るまで適宜見直しを行いまして、平成13年度の行政財産の貸付けに関する法改正や、税制、補助金、入札などについての申し合わせ等の必要な措置を講じてきたところでございます。その内容について、この資料で御説明をしております。

次に資料2-2でございます。1枚目に用語の説明を書いております。一番下に事業類型の説明がありますが、類型はいわゆるサービス購入型、類型はいわゆる独立採算型ということで御認識いただければと思います。

1枚めくっていただきまして、「PFI事業の実施状況」でございます。平成15年11月30日現在、国(独立行政法人含む)では25件、地方公共団体では94件の実施方針の策定が行われております。国の事業は、大学や庁舎、宿舎が多くございます。一方、地方では、様々な施設がPFI事業として予定されているところでございます。

1枚めくっていただきまして、「都道府県別PFI事業実施件数」がございます。これを見ますと、大都市においては件数が多いでございますが、地域的にはばらつきがございまして、県によっては全く実績がない県もあるということがわかると思います。

1枚めくっていただきまして、「PFI法に基づき手続きが進められている事業一覧」でございます。現在、119件について実施方針が定められておりますが、その一覧表でございます。事業内容と事業主体、事業方式、事業年数、進捗状況、実施方針公表年月日について整理したものでございます。1ページが国（独立行政法人を含む）、3ページ以降が地方公共団体の状況について整理したものでございます。

次に「PFI事業の事例」でございます。具体的に15件ほど取り上げてございます。国については、いわゆる7号館、会計検査院と文科省の庁舎についての事業等を挙げさせていただいております。地方公共団体においては、10件余り挙げさせていただいておりますが、例えば四日市の市立小中学校の事業については、複数の小中学校の改築を1つのPFI事業でやるというものでございます。それから、その下の市川市の事業につきましては、ケアハウス、中学校、公民館など多様な種類の施設を一体的に整備して、集約化して、市民の利便性の向上に資するというものでございまして、それぞれのPFI事業の中でいろいろな工夫がされているというものでございます。

次に、「PFI事業に関する統計データ」でございます。今まで実施方針が出ている119件について若干の分析を試みたものでございます。1ページをお開きいただきますと、事業主体別の事業数がございます。国が21%、都道府県と政令市合わせて3割強、市町村が4割強という状況になっております。

2ページの「事業費の回収方法による類型別事業数」は、いわゆるサービス購入型、独立採算型という事業費の回収方法による分類でございます。第1類型というのがいわゆるサービス購入型で、全体の約7割。第2類型というのがいわゆる独立採算型ですが、これが12%という状況になっております。

次に、3ページの「施設の所有形態による類型別事業数」でございます。これはBOT、BTOという施設の所有形態による分類でございますけれども、BOTが全体の29%、BTOが全体の56%という状況になっております。

4ページ「事業分野別事業数」でございますが、種類別に見ますと教育と文化が非常に多くございまして37件。また、健康と環境関係の施設が20件、まちづくり関係の施設が20件という状況になっております。

続きまして、5ページ「実施方針公表後の事業の進捗状況（年度別）集計」でございますが、各年度に実施方針が公表された事業が現在どのような進捗状況になっているかお示したものでございます。「計」のところを見ていただきますと、一番右のほうから3番目に「施設の建設等」とございまして、これは、契約済みのものと思っただければと思います。そういう意味では、供用開始した

ものも含めて、契約済みのものが合わせて70件となっております。

次に、6ページ「事業期間別事業数」でございます。事業の期間別で見ますと、15年から20年の事業期間というのが最近は多い傾向でございます。

7ページ「事業費（落札額）別事業数」でございますが、これは契約済み70件のうち、公表されているもの57件について示したものでございます。また、事業費の中には、運営費を含んでおります。棒グラフの一番上に件数が書かれておりますけれども、大体10億円から100億円のものが多く、合わせて32件という数値になっております。

次に、8ページ「事業方式別事業数」でございます。事業主体別にどのような事業方式をとっているかでございますが、国では、ほとんどがB T Oになっておりまして、市区町村などではB O Tも使われているという状況でございます。

9ページ「管理者等別事業者選定方式別事業数」でございますが、事業の選定方式についての表がございます。国については、総合評価一般競争入札で行われているのが多くございます。これに対して、市区町村などでは公募型プロポーザルなども多くなっております。この冊子は以上でございます。

次に、「P F Iに関する全国自治体アンケート」でございます。これは平成14年1月から3月にかけて実施し、平成14年3月に発表したものでございます。これにつきましては、平成16年初旬に新たな調査を予定しておりまして、この結果がわかりますと、2年間の自治体の変化がわかるということになっております。また同時に、この調査におきまして、P F I事業に係る自治体からの制度に対する意見の聴取も行う予定にしております。

主なところを御説明申し上げます。まず9ページをご覧ください。一番下に表がございますが、2年前の時点では、自治体におけるP F Iの推進体制について、「体制をとるには至らない」というのが約8割を占めているという状況でございました。

また、10ページを見ていただきまして、「(2) P F Iの導入可能性」という項目がございますが、11ページの上の円グラフを見ていただきますと、「しばらく様子を見たい」というのが74%ということが多くなっております。

次に、12ページの「5. P F Iを導入したいと考えている施設」を見ていただきますと、やはり圧倒的に多いのが教育・文化施設ということになっております。

また、「6. P F Iを導入する際の課題」というのが13ページにございますが、これを見ていただきますと、「P F Iの行政側の認識不足」というのが71%ということが多くなっております。自治体のアンケートについての御説明は以上でございます。

次に、資料2 - 3でございます。これは、PFIをめぐる状況について、財政や行政改革の点からどのような形になっているかお示したものでございます。

まず、3ページをご覧ください。わが国の財政状況をフローで見ますと、2003年の財政赤字の状況は、GDP比で7.7%に達している状況でございます。

4ページを見ていただきますと、2003年の債務残高につきましては、GDP比で151%に達しているということで、フロー、ストックとも先進国中、最も厳しい状況にあるということがおわかりになると思います。

続きまして、7ページをご覧ください。これは社会資本整備についての表でございますけれども、国と地方を合わせた社会資本投資につきまして、GDPに対する比率を示したものが棒グラフでございますが、年々低下傾向にあるというのがおわかりいただけるかと思えます。また、折れ線グラフの真ん中のものでございますけれども、国の公共事業関係費につきましては、平成14年には10兆円になっておりまして、社会保障関係費のおよそ半分の水準となっております。

次に、8ページをご覧ください。「社会資本のストックの量の増大」というものでございますけれども、社会資本ストックの量は、2001年に400兆円を超える水準と推計されております。こうした大量の社会資本ストックが近い将来、更新時期を迎えることが予想されております。

次に、9ページをご覧ください。維持管理・更新投資についてでございますが、2025年度には、仮に社会資本投資の伸びが±0%といたしますと、維持管理と更新投資を合わせて総投資額の51%になると予想されます。これらのものに費用を向けなくてはいけないということは、必然的に新規の投資余力は低下するということで、社会資本の効率的な維持管理のノウハウの重要性が増すと考えられます。

次に、10ページ「規制改革の進展」でございます。規制改革等の状況でございますけれども、平成15年9月に地方自治法の改正がされて、指定管理者制度が導入されるなどの施策ができております。小泉内閣の「官から民へ」という方針のもとで、さまざまな観点から規制改革が進捗しつつあるという状況でございます。

11ページをご覧ください。平成15年10月に閣議決定で地域再生本部が設置されました。地域再生本部は、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するという目的で設置されているところでございます。こうした観点からも、PFIが注目されているところでございます。

12ページをご覧ください。市町村合併について触れておりますけれども、PFI事

業は、市町村合併に伴う広域化のメリットを発揮しやすい事業について活用が期待できるものと考えられるかと思えます。

次に、資料2 - 4でございます。これにつきましては、目次だけ説明させていただきたいと思えます。

一番上の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、これはいわゆる「骨太の方針」でございますが、「骨太の方針」や、下から3番目にございます小泉改革、いわゆる「小泉マニフェスト」などにおきまして、PFIの推進ということが位置づけられているという御紹介でございます。

資料の説明は以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問がございましたらお受けしたいと思えます。

B委員 2点伺いたいことがございます。

今の御説明の中で、PFI事業で既に施設の使用が開始されているものもありますが、特にそういうものを中心に、採算性はどうなっているのかということが1点目です。PFI事業というのは総じて採算がとれているのか、そうではないのかという辺について、もし何か情報があれば伺えればと思えます。

もう1つは、先ほど自治体向けのアンケートがありまして、これは非常に興味深く拝見しましたが、それに対して、実際に事業を実施した民間事業者に対するアンケートはやっておいでではないのかということでございます。

以上、2点です。

松田参事官 1点目についてでございますが、供用開始したものにつきましても、運営してから日が浅くございますので、採算性がどれぐらいとれるものかということについては、未だ明らかになっている状況ではございません。

2点目の民間事業者に対するアンケートでございますけれども、これは、この委員会の中で経済界等からのヒアリングなども考えられておるかと思えますので、その辺で明らかにさせていただければと思っております。

森下委員長 よろしゅうございますか。ほかにご質問ございませんでしょうか。

それでは、ただいまの資料2の説明を踏まえまして、3つ目の議事の「今後の審議の進め方について」でございます。

平成16年9月にPFI法施行から5年目の節目を迎えます。本委員会におきましては、PFI法に

基づく事業に対する国等の取組み状況等を検証した上で、今後のPFIのあるべき展開方法や、PFIをさらに一層効率的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討してはいかがかと存じております。

本会合後、速やかに委員会の下に部会を設けて検討を開始し、政府全体の改革に向けた取組みの進展にも目配りをしつつ、平成16年6月末をめどに、部会から本委員会に検討成果を報告いただき、委員会が取りまとめるというスケジュールで考えております。

資料2の説明を踏まえまして、今後の審議の進め方等につきまして、各委員の皆様から御意見を順に御発言いただきたいと思います。これからの審議の方法等を今申し上げましたが、それについても御意見を頂戴できればと思います。C委員から順に御発言いただければと思います。

C委員 Cでございます。私は、法律学、その中でも余りなじみのない財政法という分野を専攻しております、その関係で政府契約、政府調達に関心を持ち、そこからPFIについても興味を持つようになっていくという背景がございます。私の立場からいたしますと、当然、こういう民間資金等を活用して事業を推進していくというときに、法制度がそのブレーキ役を果していないかという不安があるわけでありまして、これは既に当委員会においても、これまでも問題とされてきたことであり、各方面から語られていることかと思っております。

そういう何かボトルネックがあるならば、そのボトルネックを解消するのにどういう解消の方法があるのか。また、解消することにより、何か付随的に好ましくないことを生ずるといけませんから、その辺についてどういう手当てをすることができるか、そういうのが私の役目かと思っております。そういう意味で、表面的には大変ブレーキをかける発言をすることが多いと思っておりますが、それは決して国の方針全体をつぶすという魂胆ではございませんので、どうか御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。

続きまして、D委員、お願いいたします。

D委員 Dでございます。1枚ものの簡単なメモを用意しておりますのでお配りいただきたいと思います。でございますが、平成11年の10月以来、この委員会に参加させていただきまして、委員会としては今日で都合10回、合同部会として30回及びワーキンググループでの打ち合わせがかなり多くございまして、ワーキンググループでは第1期で3つ、第2期では2つあったかと思っておりますが、その全てに参加させていただきました。

そういう中で、第1期においては3つのガイドラインが出されたわけございまして、第2期につ

いては2つ出されたわけです。特に当初については、現実のプロジェクトが積み上がっていないもの
ですから、具体的なことを前提にした検討というのが結構先送りにされまして、とりあえずわかって
いる範囲で出したという部分が多かったかと思います。それで、私のほうで今お配りしましたメモは、
これまで私の心残りといえますか、ガイドラインは出しましたけれども、そのときに、ある種ペンデ
ィングになった事項を列挙してございます。

簡単に各項目を御説明申し上げますと、1につきましては、VFM（バリューフォーマナー）、こ
れはPFIには肝心なものでございますが、最後の税金のところ自治体さんのいろいろな御意向が
食い違ひまして、とりあえず調整をするということとどまったわけです。税目ですから細かく見え
ますが、実は非常に重要な問題を含んでいまして、最終的に結果としましては、PFIとして取り上
げるか、取り上げないかという結論につながることでございます。ここのところをもう一度きちんと
見直さなければいけないのではないかと。

2番目はリスクでございまして、これも第1期のガイドラインでリスク関連のガイドラインのワー
キンググループを組成したのでございますが、このときは、まさに具体的な事例がないので、基本的
な考え方のみを出して、1つ1つのリスクについての検討というのは先送りになっています。現実
には、VFMでもリスクの項目というのは非常に大きな項目でございまして、やはり具体的なリスクに
ついて1つ1つ検討してこないと、そのところはPFIの事業決定では重要なこととなりますので、
遑って考えますと、ここのところともペンディングになっていた分野でございまして。

3番目は標準契約と書いてございますが、これは、ついこの間、契約に関するガイドラインが出た
ばかりでございまして、この検討の過程でたたき台になったのは、いわゆる箱ものをベースにする、
つまり建物をつくるもの。ほとんどのPFIの事業では共通のこととございまして、ここのところか
ら検討しようということに入ったわけとございまして。しかしながら、今後、特に来年あたり、大きな
PFIのプロジェクトが出るだろうと言われていたのですが、サービスのウエートが高いものがある
だろう。そうしますと、契約等でも検討する中で、ここのところは違った項目のウエートが高くなり
ますし、それが非常に重要になってくる。したがって、そういう面で、標準契約、契約そのものの条
文はともかくとしまして、その辺のところも追加していく必要があるのかなと思います。さらに、分
野別ではさまざま要素が違ってまいりますし、また、先ほどもちょっと触れた複合型のPFIとい
うのが出てきまして、管理者が複数であったり、事業分野が複数であったり、行政の分野の縦割りの中
で、複数の分野に関わるような事業が出てくる。そうしますと、契約の結び方も自ずと違ってき
ますし、ウエートも変わってきます。そういったところを順次出していく必要がある。あるいは、そうし

ないと不親切ではないか。

4番目は入札のプロセスでございますが、当初から、ここにつきましては多段階選抜優先交渉方式というものの希望が非常に強いわけでございますが、一方で、会計法予決令とか、あるいは地方自治法による業者の選定方法というような従来の方法がありまして、このところをどうやって折り合いをつけて、よりスムーズに進めるか。これは、参考となりますイギリスでも似たような問題が既がありました。これはイギリスとEUとの間で論争があったようでございますが、ある程度ネゴシエーションといいますか、交渉も認める形での方向に収れんしていくのではないかと考えられますけれども、我が国においても、入札の方式についてやはり工夫が必要になります。ただ、これはPFIだけでなく、公共調達全体に係る問題なので、かなり重い課題かと思いますが、その辺の議論がやはり必要になってくるのではないかと。

5番目は、DA（直接契約）、あるいは直接協定とガイドラインの中では触れてはおりますけれども、これは管理者と金融機関との間の協定でございます。先日も、契約のガイドラインの中で直接契約の検討というのが実際に課題としてあったのですが、若干触れてはおりますけれども、具体的な項目とか、さらに重要なことは、ステップインについては触れておりますが、現実のプロセスを考えますと、ステップアウト、つまり解決のところの検討がまだである。しかし、これは破綻法制との関係もありますので、その辺のインターフェースをどうするかというところがまだブラックボックスであったかと思えます。

6番目につきましては、業務要求水準書、これは前のものに比べて多少サイズが小さな問題でございますが、現実問題として業務要求水準書に掲記するような事項の書き方というのは、契約にも関連しますし、また、金融機関さんがリスクを考えるときに、この内容というのは非常に重要だと思うのです。やはり金利などの決定では当然、リスクの大きさというものを考えないといけないうらう。その辺のところを考えるに当たって、業務要求水準書というのは非常に大きな意味を持ってきますので、一度取り上げて検討する必要があるのではないかと。

7番目はVFMで、VFMの計算については、ある一定のガイドラインが出たのでございますが、どうも地方自治体さんなどの検討を伺っていますと、当初の段階で、どうしようかといったときに、もっと簡易な方法があつて然るべしという希望もありますので、これは一度考えたほうがよろしいのではないかと。

最後に、先日の委員会でも報告がございましたが、公物管理に対する事務局のいろいろ御苦労されました報告がございまして、この辺のところを踏まえて検討のたたき台とするというような議論が

あったかと思しますので、このところも、その議論というのは保留になっているのではないかと。

そのほかに、いろいろ細かなことも含めて検討を要することがあるかと思いますが、これまでの委員会、部会等で私が気にとめていたことをとりあえず8つほど挙げさせていただきました。今後、この辺の検討を踏まえて、部会なり、委員会なりの検討を進めていただきたいというふうに思っております。

森下委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、B委員、どうぞ。

B委員 ありがとうございます。私は今回から初めて参加をするということでございまして、そういう意味で、今、D委員から御説明をいただいて、今までの流れの中でどういうところまでできていて、どういう問題が課題として残されているか、この辺を御説明いただいて大変ありがたかったと思います。こういうところを踏まえて、既にカバーされている問題を蒸し返して御迷惑をかけるようなことかなるべくないように参加していきたいと思っております。

私はイギリスで結構長く仕事をしていましたので、元祖PFIのイギリスでいろいろなところでPFI事業というのがうまくいっていないということをメディア等で叩かれたり、言われているという場面を多々見てまいりました。そういうところも踏まえて、どういうところでPFI事業は問題が起こるのか、引っかかるのかというような、先ほど冒頭のほうでも否定的なことも言わざるを得ないというお話がありましたが、そのとおりだと思いますし、よりよい形をつくるためには、どこに問題があるのかということを見なければいけないと思っております。そういう観点から勉強もさせていただきたいと思っておりますし、特にそういう観点から考えたときには、先ほどもちょっと御質問を申し上げた点ですが、採算の問題ですとか、民間の視点から見てどうかという、政策行政という観点に加えて、それと対になる形で、民間の市場という観点から見て、どういうところがメリットであり、どういうところに問題があるのかというような観点から、この委員会の中で私も勉強をするし、考えさせていただきたいと思っております。

森下委員長 ありがとうございます。

続きまして、E委員、よろしく申し上げます。

E委員 私も、D委員と同じく、初めから参画していたのですが、3つ申し上げたいと思っております。

1つは、ガイドラインが5つできているのですが、そのうち3つはほとんど実績がない段階でつくりまして、つくる段階で、これはとにかくつくるんだ、見直しをするのだと言っておりましたが、まだ見直しをしておりません。見直しをして、直すところがあるかどうかは別としまして、そういう約

束でつくったものですから、結果的に変わらなくてもいいと思うのですが、見直しをしていくということが1つの仕事とっております。

それから2番目が、現在行われておりますPFIを見ますと、非常に創意工夫の余地の多い案件が多くて、それは非常に評価されるべきでありますし、当然、PFIの本流であると思うのです。ただ、国の財政という意味では、規模的にはやはり小さいものが多くて、本来、公共財として大きな金額が必要という案件が余り出ておりません。PFI推進室が大変がんばっていただいて、平成15年度、平成16年度と税のイコール・フットイングを図るため、財務省と総務省に税制改正要望を出しておりますが、そこで進展がないと税の分だけ高くなるので、創意工夫の余地が余りないとPFIが進展しない。従って、本来の公共財の中心的なもの、例えば、道路とか、港湾という案件がなかなか増えてこないのかなという心配をしております。この辺は、PFI推進室と一緒に努力をしていく問題かと思えます。

3番目は、先ほど資料の中にRO（リハビリテート・オペレート）という形になっておりましたが、2025年になりますと維持・管理、運営費が非常に高くなるという中で、私も幾つか書いたことがあるのですが、今、事業期間の短いPFIが増えている。10年間、PFIで非常に効率よく民間が運営をしております、終わった段階でどうするかということが余り考えられていないのです。今まで非常に効率よく運営していたものを、官が直轄で運営するというのは考えられないので、新規投資といいますが、施設の建設を伴わない、維持・管理、運営だけのPFIというのがあって然るべきで、PFI案件が終わった後、そういう新しい案件として維持・管理、運営を行っていく。これは、今の法律を素人が読みますと、そう読めるのか読めないのかははっきりしないのですが、PFI推進室では読めると解釈しておられると理解しておりますけれども、この辺を少し明確にさせていただく必要があるかと思えます。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。

続きまして、F委員、お願いいたします。

F委員 私自身はもともと消費者団体に所属をしております、納税者、市民の立場で参画しております。私は、このPFI推進委員会がスタートする前、経済企画庁で研究会が設けられていた時期から参画をしておりますので、10年近くたつところだと思います。竹中大臣がおっしゃられたように、PFIという略語が定着をしてきたと感じております、日々、新たにPFIでやってみようという事業の表明が出ているという点では、浸透してきていると言えらると思えます。

その意味では、幾つか気になる点が残されているし、新たに出てきていると感じております。それは、D委員やE委員がおっしゃられたとおりのように感じています。やはり検証の段階にきている。先ほどB委員のほうから採算性の話が出たのですが、やはり事業としてスタートして間もないので、なかなか採算性のところのデータがそろわないというのはあるかと思うのですが、実際に事業策定をしていく段階ですとか、そういったところではいろいろな問題点は検討すべきだと感じております。

私も委員なので、必ずPFI事業の何か1つにはいつも関わっていようということで、いろいろなタイプのものに関わらせていただいて、実際に現場を見ております。そうした中で、市民の立場からと、それから、今ちょうど九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業の委員をやっていますので、そういったところから感じているのですが、1つは、これはB先生やA先生などが専門ですが、財務面でいろいろな手法が入ってきていて、証券化の話なども出てきたりしておりまして、私は財務面ももう少し検討してみる必要があると思います。どう評価しようかという点で、実際に出てきた段階で少し考えあぐねているところもありまして、財務面の補強が必要と思っております。

それから、2つ目は審査システムのあり方です。これは非常に多様なものが今登場してきていて、先ほどD委員からもサービス重視型というのが出てまいりましたけれども、このあたりになると、従来の建造物だけで考えていく、単なる建物の入札という感覚からは、もっと広がっているところがありまして、そういった事業の審査をしていくときの専門性の問題も課題として残っている感じがしております。

それから、3つ目ですが、私自身は市民の立場で参加をしていると言いましたけれども、最初、経済企画庁で研究会をしているときには、かなり市民参加が強調されていたわけです。これが、今のところ、どういう形で担保されているかという、情報開示の徹底、審査過程や結果の説明責任といったところで、市民への参加というところまではいかないまでも、市民への説明責任を果たすといったことをやっているかと思うのですが、本来であれば、もう少し進めた形での市民参加もあり得るのかなと思います。特に、サービス重視型などが登場してきたときには、非常にそう感じておりまして、PFIの事業形態による透明性の上げ方、市民への説明、市民参加というところも工夫が要ると感じております。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、A委員、お願いします。

A委員 ありがとうございます。恐らく、このメンバーの中では私が具体的な案件に一番たくさん関与しているのですけれども、この委員会が始まって4年間、120件ほどの案件が出てきました。最初のリスクのガイドラインをつくる時に、D委員がおっしゃったように、わからなかったものだから細かいところばかり見ていたわけですが、よくよく考えてみると、どういうリスクを民間に移せるのかというのが重要な点でした。すなわち、性能発注という言葉で言い表されますが、仕様、具体的なやり方について民に委ねますと、民間事業者それぞれの実力によって格差が出てくるでしょうし、やり方の巧拙によって収益の源泉もそこにある、こういうふうに割り切ってみましょうという整理をしたわけです。

2つ目としては、多数の民間事業者が協力して事業を行っている。そうすると、代表企業は、そういう民間事業者をずっと維持管理していく必要があり、その中で、場合によっては事業者の入れ替えをする必要があって、その責任を民で負担している。この2つが恐らくは収益の源泉ということになるはずで。

ですから、要は民間主導であったり、民の創意工夫といった場合には、恐らくこの点にスポットライトが当たってこない、民間は儲からないからやる気が出てこないことになってきます。今やっている案件で箱型のものについては、今の日本の設計事務所さん、ゼネコンさんのレベルから見れば、誰が見ても恐らく差が出てこない。箱型を追及する限りにおいてはPFIというのは魅力的ではない。これでは恐らく推進というのは壁に当たるのは早晚やむを得ない。そうなってくると、結局、私が先ほど申し上げましたように、創意工夫が生きるというのは、要は、やり方が多様であるということ。もう1つは、多数の業者が参加せざるを得ないという大型の事業になってくる。したがって、今、地方自治体から出ている不満の中で、契約コストが非常に高いものについては、Dさんがおっしゃったように、契約の標準化というのは不可欠だと思っております。それがあって、契約のガイドラインを作成するときに、まずモデルを箱型に置いているわけです。ですから、当然のことながら、魅力的なものにしようとするならば、ソフトの部分であり、いろいろな知恵が出てくる、多様な可能性のある、特に運営です。B委員がおっしゃった採算というのはまさにそこから出てくると私は思っているのですけれども、独立採算であったり、事業リスクを直接取ってしまうような、もっと近い形にならないとだめなわけです。

これを、ほかの方向から光を当ててみると、PFIというのはイギリスの制度を持っていますので、当然、イギリスで前提としたところの市場経済が日本にはないという前提で、政策の輸入の失敗と言ったらいいのか、難点を検討すべき問題のはずです。市場がない中であっても可能とせしめる。

そのためには2つあって、法律を改正する。もう1つは、いろいろな形で政府のほうで宣言を出していただく。私の関係で言うならば、この資料の中にもございますが、3月20日の入札に関する申し合わせ事項は非常に有用なわけです。

法律を変える、あるいは政府のほうで宣言を出していただく。では、これで何が残されているのかというと、実際、ベストプラクティスをどのようにしてみんなで共有すればいいのか。その世界に入ってきますと、残念ながら、ここはガイドラインを出すべきものではなくて、民間が、何がベストなんだということを私は探究すべきだろうと思います。

先ほどB委員がおっしゃったように、民間の声を聞いてみてはいかがかということがあるのです。従来もこれはやったのですけれども、皆さん、遠慮なさってなかなかおっしゃられないのです。だから、どうして儲からないのだということをおっしゃっていただいて、これは事業選定が間違っているよということであれば、事業コストを下げる、契約コストを下げるにはどうしたらいいか。今一つ、大きなものを作って、みんながハッピーで、行政は行政でいいものを安く、民間は民間で頭を叩かれずに創意工夫で勝負ができて儲かる、そういう分野をつくっていきたい。ですから、私としては、D委員がいろいろ整理してくださったこういう論点を含めて、いろいろな論点を挙げてみて、それは法律の問題なのか、政府が宣言することによってルールが明確になれば済むものなのか、やはりこれは民間のノウハウをためてベストプラクティスを見出すことなのか。ここのすみ分けをやってみてはいかがかというのが私のコメントでございます。

森下委員長 ありがとうございます。

では、最後になりましたが、G委員、お願いします。

G委員 皆さんが大体主要な論点をおっしゃいましたので、特に付け加えることはないのですけれども。それから、D委員のまとめはまさに非常に有益で、恐らく、8点書いてありますけれども、今、PFIの現場でいろいろ問題になることが全て集約されているのではないかと考えております。

私も長いことPFIのことをやらせていただいております。特に、学校にいただけではなくて、実際にPFIの案件に関わって、それを組成したり、審査をしたりしております。その中で感じたことを申し上げたいと思うわけですが、やはりこの4年間でPFIに対する理解がずいぶん変わったなと思っています。一番最初の頃は、まずやってみようということで幾つかの自治体が先を競ってございましたけれども、私の印象では、どうも自治体の間で、大体、日本の行政はそうですけれども、何か中央で制度を決めると自治体が競ってそれをやるという傾向があって、現在までの120件ほどの案件の中においても、自治体でもPFIをやらなければいけないということで、焦りの中から

出てきたものが幾つかあったと感じています。

今の段階は、それが若干過ぎて、いろいろなところの成功事例、失敗事例、問題点を咀嚼して、何か新しいものをつくり上げようという感じが自治体のPFIにかなり見られまして、その面では非常にいい段階に入ってきていると思います。

ただ、まさにさっきD委員のまとめのような問題点が残されているのを、我々はどういうふうこれを解決して、よりよいものを引き出すかということをしなければならない。まさに総まとめの段階に入っているという感じを持っています。

では、具体的にどういうことかということ、運営が全体の事業のかなりの部分を占めるようなPFIが恐らくこれからは主流になると思いますし、Aさんがおっしゃったように、民間の創意工夫を生かして、しかも、公共サービスを良いものを安くということに改善する余地が大きいということだと思います。ですから、運営を生かすようなPFIがしやすい制度をどうしたらいいのかということのをまず考える必要があります。

先ほどのD委員のまとめで、例えば事業者の選定プロセスなども、交渉の問題というのは必ずこれは出てくると思うのです。特に、運営がかなりのウエートを占めるような事業ですと、今までのように点数をつけて終わるだけではなかなかいかないところがあると思うのです。ですから、そういうことも含めて入札プロセスを考えなければいけないということになりましょうし、それから、税制面でもそうですし、いろいろなところで新しい、より民間の力を出しやすいような事業を組成するためにどういう制度をつくっていくかということ議論すべきだと思います。

それから、2つ目はマーケットについてですけれども、今、A委員がおっしゃったように、日本はマーケットが余り機能していないという見方もあるのですけれども、ただ、マーケットがないわけではなくて、もう少しマーケットをうまく使っていく。特に金融、それから事業評価についてのマーケットの芽を導入する必要があると思います。具体的にどういうことかということ、大体のPFIの案件において特別目的会社をつくるわけですけれども、その特別目的会社の出資者は大手のゼネコンさんなどが出資されて、安定株主としてその株を保持するという形が多いのですけれども、実はこれ自体は1つの事業としてどういう評価を受けるかというのは、ある程度マーケットに出してみなくてはわからないわけで、そういう意味でのマーケットの活用というものもあるのではないかと思います。先ほどの証券化などというお話も、1つのマーケットの使い方だと思います。

それから、先ほどF委員がおっしゃったことで、住民や一般の市民がどう関わっていくかというのは非常に大きな問題で、実は私の関係した案件でもそういうことがございまして、建物ができた後で

住民とのトラブルが少しあったりして、それをどう折り合いをつけるかという、実はこれは入札プロセスとの関係で言うと、かなり厳しいものがあるのです。ですから、そういうことも考えると、これは単にその事業を成功させるだけではなくて、よりよくするために一般市民の方の参加をどうつくっていくかというのも1つの課題になろうかと思っております。それでは、以上でございます。ありがとうございました。

森下委員長 それぞれ皆さんから貴重な御意見をいただきました。特に今回は、従来からのメンバーの方と新しく入られたメンバーの方がございます。また、従来からのペンディング事項、新しい視点でのディスカッションを大いにしていきたいと思えます。私自身も、今回、委員に選ばれたのは、私は民間しか知りませんので、民間の経営といえますか、民間の目というもので委員に選ばれたと思えますので、私もそういう民間の目で皆さんと一緒にいろいろな意味で意見交換をしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

今後の検討を進めるために、先ほども少し触れましたが、委員会の下に新しい部会を設置することが必要であると考えますので、新しい部会の設置についてお諮りをいたしたいと思えます。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第22条第3項の規定により、委員会には必要に応じ部会を置くことができるとされております。

それでは、部会の設置について、事務局から案について御説明願いたいと思えます。

松田参事官 お手元に資料3「部会の設置・廃止について(案)」というものをお配りさせていただいております。これに基づいて御説明を申し上げます。

1でございますが、法第22条3項の規定に基づき、PFI委員会に総合部会を置く。2として、総合部会においては、PFIに対する国等の取組み状況等を検証した上で、今後のPFI事業であるべき展開方向や、PFI事業をさらに一層効果的に活用するために対応すべき課題について、総合的に調査審議を行う。3として、総合部会には、当該部会に属さない委員も随時出席することができるものとする。4に、事業推進部会、評価基準部会につきましては本日をもって廃止することとするという案でございます。

森下委員長 ただいまの説明について、御意見、御質問ございませんでしょうか。

特段の御意見がなければ、部会の設置について、原案どおりでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

森下委員長 ありがとうございます。それでは、原案どおりとさせていただきます。

続きまして、部会に属する委員の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第

4条第1項の規定によりますと、部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名することとされております。ただいま事務局から部会に所属する委員の名簿を配付いたしますので、よろしく願いいたします。

(総合部会委員名簿配付)

森下委員長 部会には、名簿に記載しました委員の方に御参加いただきたいと思います。なお、現在、任命手続き中でございますが、11名の専門委員の部会への所属につきましては、私に御一任をいただければと存じます。部会の各委員の方々、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、部会長の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第2項に基づきまして、部会長は委員長が指名することになっております。部会長には、山内委員をお願いいたしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、一言御挨拶いただきたいと思います。

山内委員 今、御指名をいただきました山内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

PFIの現状につきましては、先ほど述べましたとおりでございます。今、集大成で新しくどう動いていったらいいかということを見直す時期にきていると思います。そういう意味で、私に課せられた任務は重いと思っておりますけれども、皆様の御協力をいただきまして、素晴らしい方向に動かしたいと思っておりますので、ぜひとも御協力をよろしく願いいたします。

森下委員長 よろしく願いいたします。

それでは、皆さん方の御意見を踏まえつつ、当面、御説明いたしましたような段取りで検討を進めてまいりたいと思います。非常に限られた日数の中で御検討いただくわけでございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中でございますが、御協力いただきまして、十分な御検討をいたしたいと思っております。また、山内部会長には、部会の意見の取りまとめをお願いいたしたいと思っております。

あと、事務局のほうから御連絡がございますでしょうか。

松田参事官 今後の日程についてでございますが、年明けにも第1回の部会を開催したいと思っておりますので、事務的に日程を調整させていただきたいと思っております。

また、最後をお願いでございますが、お手元に置いてございますパンフレット、ガイドライン等の資料につきましては、毎回、皆様のお手元用の資料として御用意させていただきますので、席上に置かれたまま御退席をお願いいたします。また、この資料が必要な方につきましては、別途郵送させていただきますので、事務局におっしゃっていただければと思います。よろしく願いいたします。

森下委員長 それでは、本日の議事は以上でございます。

時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。